

令和7年度社会福祉施設等施設整備国庫補助協議（障害福祉）協議要領

1 対象事業

(1) 共同生活援助事業所の整備（整備対象施設数は最大で4ユニット）

以下のアからウのすべてに該当し、自己所有（着工までに取得見込み含む）の土地または建物に対する整備であること。

ア 整備対象事業所(以下、事業所)の所在地は、原則、市街化区域内であること。

市街化調整区域での立地については、下記①②のいずれかの要件を満たすことに加え、申請地から半径500m以内に50世帯程度以上若しくはコンビニ、スーパー等の生活必需品を取り扱う店舗等がある場合は、その立地を認める。

- ① 市街化区域から直線で2km以内の調整区域内の申請地
- ② ①の区域から幅員4m以上の道路で接道している申請地又はそれら幅員4m以上の道路から半径100m内で幅員2m以上の道路で接道可能な申請地

イ 事業所の所在地は、以下の区域外であること。

区域	確認先
土砂災害特別警戒区域	愛媛県のホームページ「えひめ土砂災害情報マップ」で確認
急傾斜地崩壊危険区域	愛媛県中予地方局河川砂防課（909-8774）で確認
地すべり防止区域	

ウ 障害支援区分4以上の利用者を定員の過半数を常時受け入れるとともに、利用者全員の障害支援区分の平均が月平均で3.5以上となるよう運営を行うこと。

(2) 防災対策や緊急対策、その他法改正等への対応に必要な整備

以下のアからキのいずれかに該当し、自己所有の建物に対する整備であること。

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）及び地すべり防止区域（地すべり等防止法第三条）等危険区域に所在する施設の移転改築整備を図るもの ※移転先の土地または建物は自己所有であること
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備を行うもの
- カ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修を行うもの
- キ 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直され、その対応のための整備を図るもの

2 対象法人

- (1) 法人自らが整備し、指定を受けて直接事業を運営する法人であること。
- (2) 協議書を提出する月末時点で、松山市内で障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援事業のいずれかを5年以上継続して運営していること。
- (3) 直近3か年の決算で、損失（当期純損失、当期活動増減差額のマイナスなど）が生じていないこと。
- (4) 事業が開始され収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の1/2分の2以上に相当する現金や預貯金を自己資金として確保しているとともに、施設整備後の初年度を除き収支が黒字となるなど、安定した事業所運営が確実と見込まれること。
- (5) 実地指導の結果が良好であり、行政処分を受けたことがないこと。
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第3項の欠格事項に該当しないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。
- (8) 事業を確実に遂行できる経営基盤が整っていること。
- (9) 国税及び県税・市税等の滞納がないこと。

3 補助率等

補助率は、原則、補助対象経費の4分の3ですが、整備内容によって上限があります。「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「国交付要綱」）をよく確認しておいてください。補助単価、補助率は見直されることがあります、今後、補助金額が変わる場合があります。

4 審査内容、方法

- (1) 本審査で決定するのは、国庫補助協議対象とする整備計画の決定であり、各法律上の制限・許認可、事業者の指定、補助金の交付を決定するものではありません。
- (2) 別紙「令和7年度社会福祉施設等施設整備国庫補助協議（障害福祉）評価項目・着眼点」に示す点について審査し、国へ協議を行います。
- (3) 提出された書類での審査のほか、必要に応じてヒアリング、現地確認を実施します。
- (4) 審査の結果、規準に満たない、不適格な案件など、適当でないと判断した場合は国に対して協議を行いません。

5 留意事項

- (1) 国交付要綱をよく確認すること。
- (2) 既存建物の活用による事業については、建築基準法に基づく検査済証及び当時の図面が保管されているとともに、本補助事業で耐震化整備以外の事業を行う昭和56年以前の建物の場合は、耐震診断の実施等、耐震性に問題ないことが確認されていること。

- (3) 整備計画は単年度とし、年度内に事業完了予定のものであること。工事契約済み等、既に着手している計画は対象外です。
- (4) 補助事業で整備した施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分制限等がかかります。
- (5) 応募に関し必要な費用は、応募者負担です。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) 提出期限後は、合理的な理由がある場合を除き、仕様変更、書類の差替え、再提出は認めません。
- (8) 提出された書類に虚偽記載があった場合は、申し込みを無効とし、所要の措置を講じる事があります。
- (9) 国庫補助が実施されない案件に対し市の単独補助は行いません。資金計画等の策定に当たっては補助金の大幅な減額、不交付も考慮し、対応できるようにしてください。
- (10) 国庫補助内示額が、国交付要綱の規定により算出した交付見込額を下回った場合、補助金の交付額は、国庫補助内示額に応じて算出した市補助金が上限となります。
- (11) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出ください。
- (12) 建設工事の契約は、国交付要綱第2－8－（6）－コの規定により、松山市が行う公共工事に準じ、金額などに応じて競争入札等を実施することとなりますが、市から指示するまでは、工事の公告、入札、契約行為等は行わないでください。
- (13) 独立行政法人福祉医療機構からの借入を予定している場合は、別途、機構との手続き等について事前協議が必要です。
- (14) 次の経費は補助対象外です。
 - ①外構工事（建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、造園植栽、外灯等）
 - ②土地の買収又は整地等に要する費用
 - ③既存建物の買収に要する費用
 - ④職員の宿舎に要する費用
 - ⑤備品関係（机、椅子、パソコン等）
 - ⑥設備（施設の設計に影響を及ぼさない設備、施設に固着していない設備）
 - ⑦不動産登記関係手数料
 - ⑧各種申請手続費（電力会社、水道局、消防局等）
 - ⑨その他施設整備費として適當と認められない費用等（租税公課、借地料、住宅瑕疵担保責任保険費等各種保険費等）

6 応募手続き

(1) 計画概要書の提出について

- ①提出期限 令和6年11月22日（金） ※期限厳守
- ②提出書類 令和7年度社会福祉施設等施設整備国庫補助協議（障害福祉）計画概要書
- ③提出方法 「6-（3）提出先、問合せ先」のメールアドレスへデータ送信後、送信したことを電話でお知らせください。

(2) 審査書類の提出について

- ①提出期限 令和6年12月20日（金） ※期限厳守
- ②提出書類 別紙「令和7年度社会福祉施設等施設整備国庫補助協議（障害福祉）提出書類一覧表」に記載の書類（No.1～35）
- ③提出方法 別紙「国庫補助協議書類のまとめ方」のとおり綴り、「(3) 提出先、問合せ先」へご提出ください。
※現時点ではデータで提出する必要はありませんが、国へ協議を行う際に必要になるデータがありますので、その際はご協力お願いします。

(3) 提出先、問合せ先

松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所 別館2階
指導監査課 担当：佐藤
電話：089-948-6414
メールアドレス：seibi-kourei@city.matsuyama.ehime.jp

※問合せの回答に時間を要する場合もありますので、余裕を持ってお問い合わせください。

7 スケジュール（見込み）

時期	内容
令和7年 1月～3月	整備計画の審査
令和7年 3月	①松山市から事業者へ審査結果通知 ②松山市が国へ協議書類提出
令和7年 6月～7月	①国から松山市へ補助対象計画の内示 ②松山市から事業者へ内示結果通知
令和7年 9月	事業者から松山市へ交付申請書提出
令和7年10月	①松山市から事業者へ交付決定通知 ②事業者は計画に着手 ・工事請負業者の募集、入札または見積合せ ※約1か月 ・工事着手 ※早くても10月下旬以降に着手できる見込み
令和8年 3月までに ※工事完了後速やかに	①事業者は各法律の検査、松山市の補助事業完了検査を受検 ②事業者は検査で指摘事項があれば是正 ③事業者から松山市へ実績報告書、請求書提出
令和8年5月までに	松山市から事業者へ補助金交付 ※請求から約1か月